

令和2年度事業計画

I 基本方針

- 1 一般財団法人として、在宅療養に関する相談事業を始めとした公益目的支出計画の適正な実施と、訪問看護事業を始めとした事業の安定的な運営に努めます。
- 2 名古屋市における高齢者等の在宅療養の基盤強化に貢献していくために引き続き、全社員の資質の向上と人材の育成・確保・定着を図っていきます。
- 3 地域における医療と介護の連携を進める「在宅医療・介護連携推進事業」を始めとして、関係機関との協力により進める地域包括ケアシステム作りに関わっていきます。

II 主な事業施策

1 訪問看護事業

- (1) 在宅医療が促進される中で、中重度の利用者のニーズに適確に対応していくために、「機能強化型訪問看護ステーション」や「看護体制強化加算」の取得を進め、訪問看護の質の向上を図っていきます。
- (2) 訪問看護業務のあり方や業務マニュアルの見直しを進め、より質の高い訪問看護を提供していくとともに、人材を確保し業務量に見合った適正な人員配置を進め、安心して働ける職場づくりを進めていきます。
- (3) 認知症高齢者グループホームとの医療連携を始め、訪問看護ステーションとして地域包括ケアシステムの推進に努めるとともに、名古屋市在宅医療・介護連携ネットワーク（はち丸ネットワーク）への積極的な参画に努めていきます。

2 居宅介護支援事業

- (1) 平成31年1月より、ケアマネジメントセンターを再編し、特定事業所加算の取得を進めてきました。今後、さらなる再編を含めたケアマネジメントセンターのありかたについて検討を進め、重度な要介護者やターミナルケアマネジメントへの取り組みなど質の高いケアマネジメントを推進していきます。
- (2) 訪問看護ステーションとの共同による事例検討会の開催等により、連携の強化を図り、医療依存度の高い利用者のケアプランに積極的に関与していきます。
- (3) 運営基準の遵守や業務の効率化を図り適正な給付管理を実施していくことで安定した事業所の運営を進めていきます。

3 いきいき支援センター事業

- (1) 地域ケア会議の適切な運営により、地区診断、社会資源の把握及び地域ニーズの分析を通して、地域課題の抽出と課題解決の検討を進めていきます。
- (2) 急増する認知症高齢者に適確に対応していくために、認知症初期集中支援チーム会議において、早期に、適切な支援が行えるように、保健・医療・介護の関係者や地域及び民間事業者との一層の連携を図っていきます。

4 高齢者排せつケアコールセンター運営事業

- (1) 在宅で介護している方を支援するために、高齢者の排せつ介護に関する悩み事や困り事の相談に応ずるコールセンターの運営を名古屋市から受託運営していきます。

5 公益目的支出計画に沿った公益事業の実施

在宅療養のための基盤強化と保健・医療・福祉サービスの水準向上に寄与するため、引き続き以下の公益事業を実施するとともに、より効果的な公益事業の在り方について検討していきます。

- (1) 名古屋市及び愛知県看護協会に対する特定寄附として、以下の目的のための寄附を行います。

ア 名古屋市は、看護師の確保対策、看護師の養成及び資質向上の推進並びに市民の健康増進を目的として使用する。

イ 愛知県看護協会は、認定看護師養成講座の運営を始めとする看護の質の向上のために使用する。

- (2) 在宅療養に関する相談事業等

ア まちかど保健室では、引き続き、市民に親しみやすい認知症カフェをめざし、高齢ボランティアの育成・活用に努めていきます。

また、カフェ開設講座により市内における認知症カフェの充実に寄与していきます。

中村区で開設している「認知症カフェ中村公園」では、市内でも数少ない常設の認知症カフェとして、いきいき支援センターなどと協働し「地域まるごと認知症予防」に努めていきます。

イ 大規模商業施設等での保健・介護の出張相談や、もの忘れ予防教室など従来の事業を再編し、市民の在宅療養支援を進めていきます。

- (3) 在宅療養講演会等の開催

ア 市民を対象とした、在宅療養講演会を開催します。

イ 保健・医療・福祉関係者を対象に、各種講座等を随時開催します。

- (4) 助成事業の実施

在宅療養に有益な調査研究に対し、助成を行います。

6 働き方改革関連法への対応と事務の改善

働き方改革関連法へ適確に対応するとともに、働き続けることができる雇用環境の整備を進めていきます。

また、R P Aの導入による定型的な事務業務の効率化を進め、事務の業務改善に取り組んでいきます。

(注) R P Aとはパソコンで処理している定型的な事務を自動処理化し事務処理を効率化するツールをいう。

7 その他事業

公的機関・団体への講師派遣及び看護学生等の教育並びに臨地実習や訪問看護研修の受け入れ等事業団及び訪問看護サービスを広く宣伝・普及する機会と捉え、引き続き取り組みます。

《事業》 訪問看護事業および居宅介護支援事業等の実施

1 訪問看護事業	
訪問看護による訪問総回数	1 6 3, 9 6 2回
(1) 健康保険法等にもとづく訪問看護事業	
ア 訪問回数	5 9, 5 0 9回
イ 対象者数 (月平均利用者数)	7 4 9人
(2) 介護保険法にもとづく訪問看護事業 (介護予防訪問看護を含む)	
ア 訪問回数	1 0 4, 4 5 3回
イ 対象者数 (月平均利用者数)	1, 3 5 7人
2 居宅介護支援事業等	
中・重度者や支援困難ケースに積極的に対応します。	
(1) ケアプラン・予防ケアプランの作成	2 2, 2 0 0件
(内 訳) ① 要介護1・2	9, 8 6 4件
要介護3・4・5	8, 1 3 6件
② 要支援	4, 2 0 0件
(2) 要介護認定調査の受託	1, 0 0 0件
3 いきいき支援センター事業	
(1) 総合相談支援事業、権利擁護事業	
ア 延べ相談件数	1 8, 6 0 0件
(2) 認知症地域推進支援体制づくり推進事業	
ア 初期集中支援事業延人数	9 0 0人
イ 普及啓発推進事業延人数	2, 2 0 0人
(3) 認知症高齢者を介護する家族支援事業	
ア 家族教室参加者数	3 0 0人
イ 専門医相談延人数	9 0人
ウ 家族サロン参加延人数	6 9 0人
エ 認知症サポーター養成講座受講者数	2, 9 0 0人
(4) 高齢者見守り活動支援事業	
ア 見守り支援新規対象者	1 5 0人
イ 見守り電話事業延電話回数	3, 2 5 0回

(5) 居宅介護予防支援	51,300件
(対象者別内訳)	
ア 要支援1	16,600件
イ 要支援2	31,600件
ウ 事業対象者	3,100件
(直営と委託件数の比率)	
直営件数を全体の30%以内とする。	
(6) 要介護認定調査の受託	500件
4 高齢者排せつケアコールセンター運営事業	
(1) 開設回数	243回